

平成31年度保険料率について

平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないことがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

茨城支部評議会における意見内容

前回の茨城支部評議会で議論された意見内容は以下のとおり。（運営委員会で提示）

評議会意見

- 協会けんぽが健康づくりへの啓発をはじめとした医療費適正化を行っていくことを前提として中長期的に平均保険料率については10%を維持すべきである。
- 健康保険組合の解散が協会けんぽの財政等へ悪影響を及ぼさないよう対応してほしい。また、健康保険組合の解散による事業所数・加入者数の増加および医療費・財政への影響を見込んだうえで収支見通しを作成してほしい。

学識経験者

- 過去に国庫補助率を減額された経緯や短時間で保険料率の上げ下げを繰り返すことは制度が不安定となること、2025年問題等を踏まえて中長期で保険料率を考え、10%を維持するという立場を支持する。ただし、国民や協会けんぽが健康づくり等によりなるべく医療費を引き下げられるよう努力をしてもらうことが前提である。
- 財政的な側面から医療費削減のみを議論すべきではなく、加入者の視点から利便性、健康維持につながることに必要コストをかけるべき。
- 保険料率を決定する仕組みが加入者には理解しづらいため、積極的に情報公開したうえで医療費削減への協力を求めることが必要ではないか。

事業主代表

- 経済成長等により可能であれば短期的な保険料率の見方も必要と思うが、制度の安定維持ということを考えると中長期的に保険料率を考えることは現時点ではやむを得ない

被保険者代表

- 短期的な保険料率の上げ下げをすべきではなく、長期的な見方で現状を維持し、安定を図るべき

平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

	意見書の提出なし	9支部
	意見書の提出あり	38支部
茨城	① 平均保険料率10%を維持すべきという支部	18支部
	② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
	③ 引き下げるべきという支部	6支部
	④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

医療保険の平成31年度保険料率について

1. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。
- 平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。
- 運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員会の主な意見は、平成31年12月19日の運営委員会に資料として提示（本資料 P 1）
- また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが9支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が18支部、引き下げるべきとの意見が6支部となっている。（本資料 P 3）

2. 協会としての対応

- (1) 平均保険料率について
平成31年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- (2) 激変緩和率について
現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、8.6/10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。
- (3) 保険料率の変更時期について
平成31年4月納付分からとする。

- 平成31年度は、平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は8.6／10

(平成31年 1月頃の大臣告示により確定)

- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金等対前年度比 ▲ 5 + 1,455 ▲ 206 } + 1,450 </div> ○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

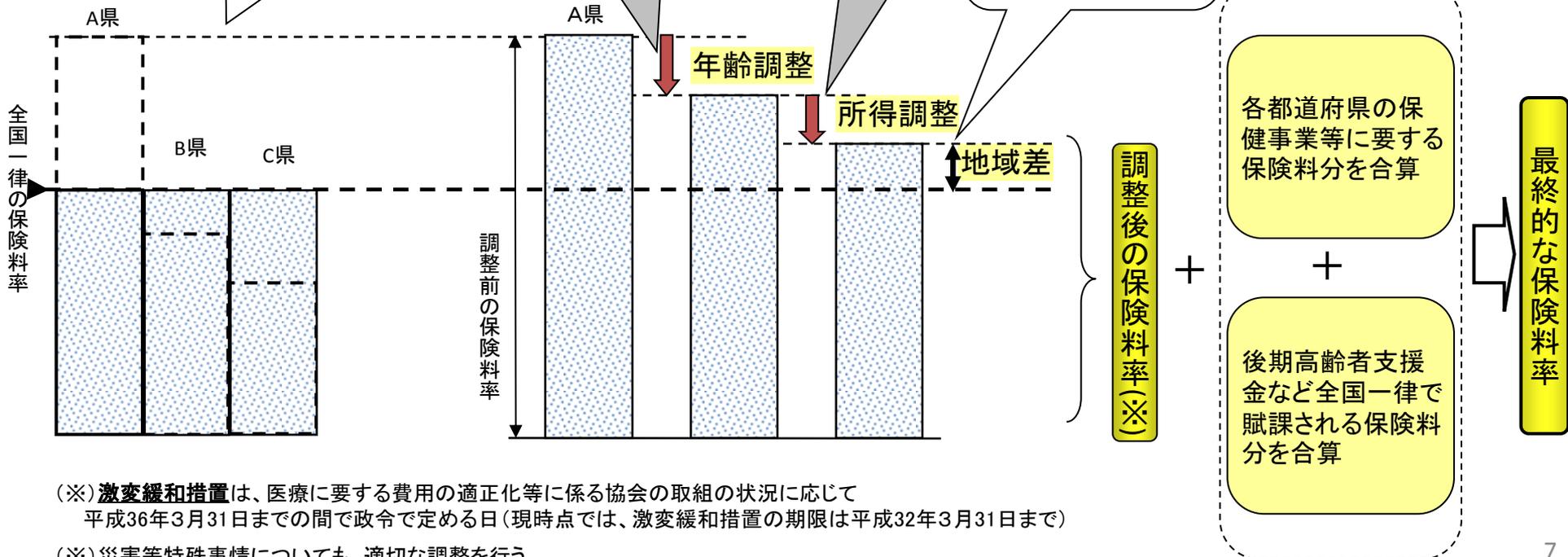
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



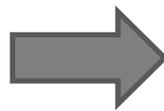
(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

平成31年度茨城支部の保険料率の見込みについて

◆平成31年度茨城支部 健康保険料率

平成30年度
9.90%



平成31年4月納付分～
9.84%

(▲0.06%)

○健康保険法第160条の1項の規定に基づき保険料率を算定（暫定版）

	全国	茨城
医療給付費についての調整後の所要保険料率 (a) (年齢、所得調整後)	5.18%	4.98%
所要保険料率 (a+4.82%) 激変緩和前 4.82%は全国一律の保険料率 内訳は以下のとおり	10.00%	9.80%
傷病手当金等の現金給付費 0.46%		
前期高齢者納付金等 3.53%		
保健事業費等 0.89%		
その他収入 ▲0.06%		
保険料率 激変緩和措置後 (b) 【激変緩和措置後保険料率の計算式】 (a)全国5.18%+[{ (a)茨城4.98% - (a)全国5.18% }×激変緩和率8.6/10]= 5.01%+全国一律の保険料率4.82%=9.83%	10.00%	9.83%
保険料率 激変緩和措置後 (b+0.01%) (平成29年度の都道府県ごとの収支における 収支差の精算分+0.01%)	10.00%	9.84%

平成31年度都道府県単位保険料率の増減状況について

平成31年度都道府県単位保険料率の
保険料率別支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1



注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化（暫定版）

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	3
+0.06	+84	1
+0.05	+70	4
+0.04	+56	4
+0.03	+42	2
+0.02	+28	3
+0.01	+14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲14	1
▲0.02	▲28	3
▲0.04	▲56	1
▲0.05	▲70	4
▲0.06	▲84	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2



注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額; 労使折半後)の増減である。

茨城支部における健康保険料率の遍歴

協会けんぽは、これまで全国一律であった保険料率を、地域の医療支出等に見合った保険料率とする「都道府県単位保険料率」を設定することとされた。なお、急激な保険料の変化を緩和するため、平成31年度末を期限とする激変緩和措置がとられている。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
茨城支部 保険料率 (%)	8.20	8.18 (△0.02)	9.30 (+1.12)	9.44 (+0.11)		9.93 (+0.49)		9.92 (△0.01)		9.89 (△0.03)	9.90 (+0.01)	9.84 (△0.06)

全国	平均保険料率 (%)	8.20	8.20	9.34 (+1.14)	9.50 (+0.16)	10.0 (+0.5)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	激変緩和措置	-	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
	変更時期 (納付月)	-	H21.10	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.5	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4
	国庫補助	13.0%		16.4% (財政特例措置)					16.4% (恒久措置)				
	単年度収支差 (億円)	▲2,290	▲4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486	-	-
	準備金残高 (億円)	1,539	▲3,179	▲638	1,951	5,055	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573	-	-

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ + 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73% (4月納付分から変更)とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,911円 (67,814円 → 74,725円) の負担増

〔月額〕 512円 (5,024円 → 5,536円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は31年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

平成31年度 介護保険料率と介護納付金

(1) 介護保険料率

- 31年度は介護納付金が前年度比で122億円の増加となり、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した。
- その結果、**31年度の介護保険料率は1.73%となる。**

(2) 介護納付金

介護納付金の推移は下表の通り。

31年度の介護納付金については、平成29年度から段階的に導入されている総報酬割(30年度1/2→31年度3/4)の影響により、伸びが鈍化する要素があるものの、介護給付費の増加に加え、消費税の引き上げに伴う介護報酬改定により、30年度との比較では120億円の増となった。

(26年度)	(27年度)	(28年度)	(29年度)	(30年度)	(31年度)
8,967億円	8,971億円	9,503億円	9,858億円	10,130億円	10,252億円
[+725]	[+4]	[+532]	[+355]	[+272]	[+122]

※ []内の数字は前年度対比。(31年度の介護納付金(1兆252億円)は予算セット時のもの)

【参考】 20年度から31年度までの介護保険料率の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
介護保険料率(%)	1.13	1.19	1.50	1.51	1.55	1.55	1.72	1.58	1.58	1.65	1.57	1.73
負担割合(2号被保険者)	31%	30%			29%			28%			27%	
介護保険への被用者保険間負担割合	介護2号被保険者割									1/3総報酬割	1/2総報酬割	3/4総報酬割

※30年度から32年度までの介護給付費等に係る介護2号被保険者の負担割合は27%となる。

29年度の介護保険への被用者保険間負担割合は、8月から1/2総報酬割であり、実質、1/3総報酬割となる。

なお、総報酬割については、32年度に完全移行完了。

＜健康保険・介護保険＞平成31年度の茨城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、被保険者の標準報酬月額平均である30万円で試算している。

○ 40歳以上65歳未満の被保険者

	平成30年度	平成31年度	対30年度	保険料率への影響額（毎月）
健康保険	9.90%	9.84%	▲0.06%	▲90円（労使折半額）
介護保険	1.57%	1.73%	+0.16%	+240円（労使折半額）
合計	11.47%	11.57%	+0.1%	+150円（労使折半額）

○ 40歳未満65歳以上の被保険者

	平成30年度	平成31年度	対30年度	保険料率への影響額（毎月）
健康保険	9.90%	9.84%	▲0.06%	▲90円（労使折半額）
介護保険	40歳未満	介護保険料なし		
	65歳以上	居住する自治体（市町村）ごとに算定する		

平成31年度保険料率改定にかかる広報スケジュール（茨城支部）

平成31年	2月	3月	4月
ホームページ メールマガジン	ホームページに料率改定についての概要・料額表の掲載 メールマガジンで料率改定についての記事配信		
経済団体	ポスターの配布・掲示	広報紙等への広告掲載	
社労士会 各社労士	ポスターの配布・掲示(社労士会)	社労士会会報送付時にリーフレット折り込み	
事業主 加入者	納入告知書にチラシ(料額表)同封	全事業所にリーフレット送付	納入告知書に料率広報チラシ同封
任意継続加入者	お知らせ送付	納付書にチラシ同封	新聞広告掲載
市町村	市町村広報誌への掲載依頼	広報紙等への記事掲載	
県・年金事務所 三師会・労働局等	ポスターの配布・掲示		

料率認可(2月上旬の見込み)

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	1/31	(2/27) 予備日	3/20
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 事業計画(H31年度) </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> ➤ 予算(H31年度) </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>	(保 険 料 率 の 広 報 等)	
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>		
支部評議会	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 支部のH31年度事業計画 </div>	3/11 予定
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 支部のH31年度予算 (支部保険者機能強化予算) </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>		
国・その他	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 激変緩和率 の提示 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 保険料率の 認可等 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> 事業計画、 予算の認可等 </div>